

大牟田市長選挙

投票日 11月17日

投票時間 午前7時～午後8時

大事な投票、忘れずに!



明るい選挙啓発キャラクター
選挙のめいすいくん

◆告示日（立候補届出日）

11月10日(日)

※告示日の午後5時までに立候補届出をした候補者が1人の場合、無投票となり、投票は行いません。

投票日に大牟田で投票できる人

次の3つの要件に全て該当し、大牟田市の選挙人名簿に登録されている人です。

- ①平成13年11月18日までに生まれた日本国籍の人
- ②令和元年8月9日までに大牟田市に転入届けをし、引き続き市内に住んでいる人
- ③選挙権を停止されていない人

※投票日まで市外に転出した人は、投票所入場券が届いていても投票できません。

投票所入場券（はがき）

入場券は1人1枚発行します。10月25日時点の住所で作成し、11月11日頃発送します。同じ世帯でも配達日が異なることがあります。

入場券が届いていなかったり、なくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていて本人確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

※無投票となった場合は、発送しません。

公営ポスター掲示場

候補者のポスターを掲示するための公営ポスター掲示場を、告示日前日の11月9日(土)までに設置します。無投票となった場合は、そのお知らせを掲示します。

点字投票・代理投票

投票所には点字用の投票用紙と器具を備えています。また、病気やけがなどで字が書けない場合は、投票所係員が代筆しますので申し出てください。投票の秘密は守られます。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票に行けない場合、投票日の前日までに投票することができます。

※無投票となった場合は、期日前投票所・不在者投票所は開設しません。

※期日前投票期間中に

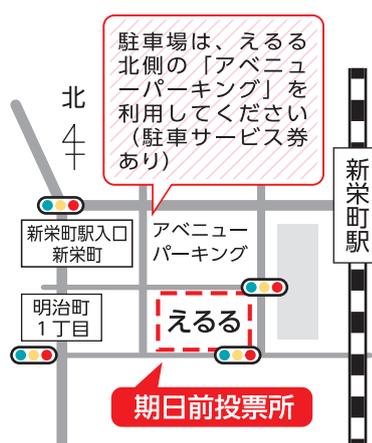
18歳の誕生日を迎える人へ

投票する日により

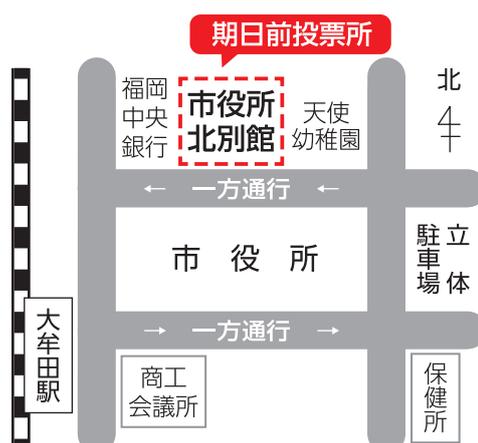
取扱いが異なります!

- ・期日前投票は、18歳の誕生日の前日からできます。
- ・投票する時点で17歳の人は不在者投票となります。投票所は市役所北別館の選挙管理委員会室です。

期日前投票所は市内2カ所



②えるる 1階 談話コーナー内
午前9時～午後8時



◆期日前投票所・日時
11月11日(月)～16日(土)

①市役所北別館 1階 市民ホール
午前8時30分～午後8時

※期間中は臨時駐車場を設けます。

★あらかじめ入場券裏面の「期日前投票宣誓書」を記入しておく、投票所で記入する時間が省けます。

◆不在者投票所

市役所北別館2階 選挙管理委員会室（えるるは期日前投票所です。不在者投票はできません）。

◆不在者投票ができる期間

市役所北別館での期日前投票の期間と同じ

◆滞在先での不在者投票

事前に投票用紙等を取り寄せて、滞在先で投票ができます。
やりとりに時間がかかりますので、早めに手続きしてください。

◆病院や老人ホームでの不在者投票

対象 県の選挙管理委員会が指定する施設に入院・入所している人
詳しくは施設に尋ねてください。

◆郵便等による不在者投票

対象 次に該当する人
・身体障害者手帳の交付を受けている人（等級など要件あり）
・戦傷病者手帳の交付を受けている人（等級など要件あり）
・介護保険の要介護者（要介護5）
11月13日（水）の午後5時までに手続きが必要です。

その他

◆選挙公報

投票日の2日前までに全世帯へ配ります。市のホームページにも掲載予定です。

<http://www.city.omuta.lg.jp/>

※無投票となった場合は、発行しません。

◆投票・開票速報

投票を行う場合は、投票日当日、市のホームページでお知らせします。

◆即日開票（有権者は参観できます）

▼会場 市民体育館アリーナ
▼時間 午後9時10分開始
※駐車場に限りがあります。

◆投票所に入場できる人

・18歳未満の人や選挙人を補助・介護する人は、投票する選挙人と一緒に投票所に入ることができません。
投票所内では、係員の案内に従ってください。
・秩序および投票の秘密を守るため、投票所内の携帯電話等での通話や写真撮影は控えてください。

■問合せ

選挙管理委員会
明るい選挙推進協議会
(☎412882)

第34回人権フェスティバル

12月4日～10日は人権週間

誰もがインターネットやスマホを便利に利用していますが、そこには大変な危険も潜んでいます。特に使用頻度が高い子ども達は、ネットでのトラブルやいじめなどに悩んでいるかもしれません。

安川さんの講演では、数多くの具体的な事例をもとに、ネット時代の人権侵害から身を守るための対応策をわかりやすく伝えます。

また伝統楽器に取り組む若い世代の発表の場として、今年の全国高等学校総合文化祭に県代表として出場した三池高等学校邦楽部が箏の演奏を行います。



講師 安川雅史さん

講演会「インターネットと人権～今、ネットで何が起きているのか～」

- ▶とき 12月5日（木）午後6時30分～8時30分（6時開場）
- ▶ところ 文化会館小ホール
- ▶内容 第一部…三池高等学校邦楽部による箏の演奏
第二部…講演
- ▶講師 全国ICTカウンセラー協会代表理事・安川雅史さん
- ▶入場料 無料 ※手話通訳、要約筆記あり
- 問合せ 大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会事務局
(人権・同和・男女共同参画課 ☎41-2611)



三池高等学校邦楽部

保健所の設置主体が変わります

令和2年
4月1日から

6月26日に「地域保健法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和2年4月1日から、大牟田市は保健所を設置する自治体から外れることになりました。

これまで大牟田市で行っていた保健所業務は、来年4月以降は福岡県の南筑後保健福祉環境事務所に引き継がれることとなります。



具体的にどう変わるの？

6月に、国において「地域保健法施行令」が改正されたことを受けて、7月下旬から8月初旬にかけて市民説明会を開催しました。

そこで出された市民の皆さんからの質問を中心に、尋ねられることの多い事項について、Q & A方式でお知らせします。

問① 保健所がなくなるの？

答① 来年4月から、本市は保健所設置市ではなくなります。そのため、これまで本市が実施してきた保健所の業務は、福岡県に引き継がれることになり、これに伴って必要な手続きの窓口が福岡県に変わります。

問② 今の保健所が、来年からは保健センターに変わるそうですが、

答② 来年4月から大牟田市保健所はなくなり、新たに市民の健康づくりを進めていく「大牟田市保健センター」として生まれ変わります。

これまでも保健所の建物では、妊娠届けの受付や母子健康手帳の交付、乳幼児の歯科健診、がん検診や国民健康保険の特定健康診査、各種健康相談や健康教室など、市民の健康づくりをはじめとするさまざまな事業を行ってきましたが、来年4月以降も、大牟田市保健センターにおいて、これらの市民の健康づくりなどに関する業務を引き続き実施していきます。

問③ どういった業務が福岡県に引き継がれるの？

答③ 福岡県に移管される業務は、
・病院や薬局などの許可届出、医療

従事者の免許申請などの医務・業務に関する業務
・食品や理容・美容などの営業許可、調理師などの従事届、食品衛生監視などの衛生指導に関する業務
・感染症発生時の対応に関する業務
・野犬の捕獲や抑留などの狂犬病予防に関する業務
など、専門的な知識や技術を必要とする業務および許認可や行政指導に係る業務です。

また、
・産業廃棄物処理業などの許可・届出
・自動車リサイクル法に基づく登録・許可・届出
・PCB廃棄物に関する届出
・浄化槽の設置・廃止届や保守点検業の登録
などの産業廃棄物・浄化槽に関する業務も移管されます。

問④ 手続き先はどこになるの？

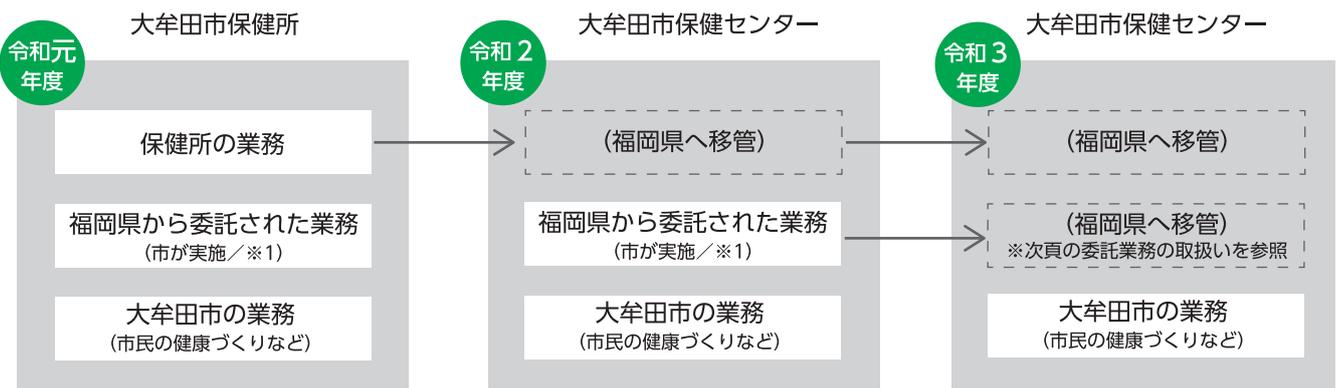
答④ 福岡県の南筑後保健福祉環境事務所が本市を管轄することになります。

具体的な手続き先は次頁下段のようになります。

問⑤ 保健所での健康診断は受けられなくなるの？

答⑤ これまで保健所の建物で行

■令和元年度（今年度）から令和3年度にかけての業務の変更予定



ついていた各種のがん検診や国民健康保険の特定健康診査などの業務は、「保健所の業務」ではなく、「市町村の業務」とされています。

そのため、来年度以降も引き続き本市で実施していきます。

問⑥ 地域のお祭りやバザーで食品を提供する場合の届け出はどこになるの？

答⑥ バザーなどにおいて食品を提供する場合は、保健所に対して届け出が必要です。届出先は南筑後保健福祉環境事務所になります。

問⑦ 野犬を見つけた場合、どこに通報すればいいの？

答⑦ 来年4月以降は、南筑後保健福祉環境事務所に連絡してください。そこから野犬の捕獲に出動します。

問⑧ 飼い犬の予防接種はどうなるの？

答⑧ 狂犬病予防法に基づく飼い犬の予防接種は、市町村が行うこととされており、引き続き本市で実施します。予防接種の日時などについては広報おおむたなどでお知らせしていきます。

問⑨ 迷い犬を保護したときや、犬や猫がいなくなったときの連絡はどこにすればいいの？

答⑨ 来年4月以降は、南筑後保健福祉環境事務所に連絡してください。なお、飼い犬や飼い猫の引き取りについては、事前相談が必要です。

問⑩ 動物管理センターはどうなるの？

答⑩ 来年4月から保健所業務が福岡県に移管されることで、狂犬病予防法に基づく犬の抑留業務がなくなります。そのため、動物管理センターは廃止します。

問⑪ 指定難病医療費助成の手続きは南筑後保健福祉環境事務所まで行かなければならないの？

答⑪ 指定難病医療費助成は福岡県の業務ですが、これまで本市に保健所があった関係で、福岡県から委託して本市が実施してきた業務です。これらの手続きは令和2年度まで本市で実施しますが、令和3年度から南筑後保健福祉環境事務所に移ります。

福岡県からの委託業務の取扱い
(令和3年度から)

- ① 指定難病医療費助成
- ② 肝炎治療費助成
- ③ 小児慢性特定疾病医療費助成
- ④ 原爆被爆者援護
- ⑤ 特定不妊治療費助成

これら5つの業務に関しては、令和3年度から、手続き先が南筑後保健福祉環境事務所になります。

◆ 令和2年度までは大牟田市で手続きができます。手続き先をお間違えのないようお願いいたします。

◆ 福岡県では、①指定難病医療費助成に関して、令和3年度以降、更新手続きの時期に大牟田市内に臨時の申請窓口を開設されます。

食品営業関係の手続き
(令和2年度から)

◆ 福岡県では、食品営業許可の更新の時期に、大牟田市内に臨時の申請窓口を開設されます。

問合せ

保健福祉総務課 (☎412660)
廃棄物対策課 (☎412732)

■ 保健所業務および産業廃棄物処理など業務に関する手続き先

■ 保健所業務に係る手続き

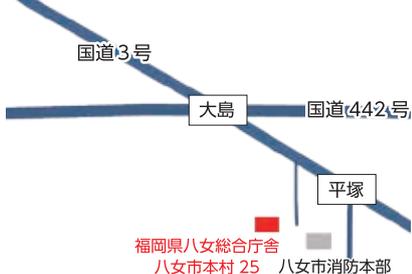
医療業務に関すること、衛生指導に関すること、感染症対策に関すること、狂犬病予防に関することなど

南筑後保健福祉環境事務所



■ 産業廃棄物の処理業務などに係る手続き
産業廃棄物の処理に関すること、
自動車リサイクル法に関することなど

南筑後保健福祉環境事務所
(八女分庁舎)



休日窓口とマイナンバーカードでさらに便利に！

■問合せ 市民課 (☎41-2602)



①12月から毎月、原則第2日曜日に休日窓口を利用できます

▶開設時間 午前8時30分～午後0時30分

▶開設する窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課、子ども家庭課

※他の機関への確認が必要な手続きについては、その結果によって、後日改めて来ていただく場合があります。

※詳しくは広報おおむた12月1日号、ホームページでお知らせします。

休日窓口の開設に伴い、市民課のサービスを一部廃止します

- 木曜日に実施している午後7時までの窓口の延長 ————— 12月26日(休)で終了
- 電話予約による住民票の写しなどの当直室での時間外・休日交付 — 12月27日(金)で受付終了

②11月5日から、コンビニ交付を拡充します

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が発行されているものに限る）によるコンビニ交付で、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票、所得課税証明書も取れるようになります。交付手数料は、市民課や税務課の窓口より50円安くお得です。この機会にマイナンバーカードを作りませんか。（住民基本台帳カードでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書は取得できません。）

証明書の種類	手数料（1通）	請求できる範囲	利用時間（※1）
住民票の写し（※2）	250円	本人または同一世帯の人	毎日6:30～23:00
印鑑登録証明書	250円	本人のみ	
戸籍全部（個人）事項証明書（※3）	400円	本人または同一戸籍の人	平日9:00～17:00
戸籍の附票の写し（※3）	250円		
所得課税証明書（※4）	250円	本人のみ	毎日6:30～23:00

※1 全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマートのマルチコピー機設置店舗で利用できます。（12月29日～1月3日とメンテナンス時を除く）

※2 マイナンバー（個人番号）付きの住民票の写しはコンビニで取得できます。住民票コード付きの住民票の写しは窓口交付のみのため、コンビニ交付はできません。

※3 戸籍の全部（個人）事項証明書および戸籍の附票の写しは、大牟田市内に本籍地がある人に限ります。大牟田市以外に住民登録がある人については、事前に利用登録が必要です。

※4 11月から所得および課税の証明は、所得課税証明書のみとなります。コンビニ交付の対象は、取得日時点で住民票が大牟田市にある人など、窓口での取り扱いと一部異なります。詳しくは、税務課（☎41-2471）まで。

③11月5日から、住民票などに旧姓（旧氏）が記載できるようになります

住民票、印鑑登録証明書とマイナンバーカードに、旧姓（旧氏）が併記できるようになります。旧姓（旧氏）の記載を希望するときは、住民票への記載を求める旧姓（旧氏）から現在の姓（氏）に繋がるまで、すべての戸籍謄本や除籍謄本などマイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類を持って、住民票のある市町村で手続きしてください。